



第80号 (令和5年3月1日)

 **日本年金機構**
Japan Pension Service

編集責任者 事業推進統括部
部長 岡村 幸健

➤ 機構ホームページ

<https://www.nenkin.go.jp>

➤ 機構公式Twitter

アカウント (@Nenkin_Kikou)

はじめに

皆様こんにちは！3月号の「かけはし」をお届けします。

さて、本号では、国民年金保険料のスマートフォンアプリによる電子（キャッシュレス）決済の開始や令和5年4月から老齢年金の繰下げ制度の一部改正の施行、令和5年度の学生納付特例申請書（ターンアラウンド様式）の送付に関する内容を掲載しています。

また、障害年金講座では、20歳前に初診日があり、初診時の医療機関の証明を得ることが難しい場合についてお伝えしています。

ぜひ日々の業務にお役立てください。

引き続き、市区町村の皆様との「かけはし」となるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

目次

■ はじめに	p.1
■ 機構からの連絡	p.2
・ 各種取組事業のスケジュールについて		
・ 国民年金保険料がスマートフォンアプリで納付できるようになりました		
・ 令和5年4月から老齢年金の特例的な繰下げみなし増額制度が導入されます		
・ 令和5年度の学生納付特例申請書（ターンアラウンド様式）の送付について		
・ 令和5年度国民年金保険料について		
■ 障害年金講座	p.9
■ 広報の広場	p.12
■ 地域の独自情報	p.13
■ 編集後記	p.13

機構からの連絡

各種取組事業のスケジュールについて

(事業推進統括部)

平素より年金事業にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

日本年金機構において、令和5年2月から令和5年6月に実施を予定している取組事業や各種発送物の送付時期につきまして、下記のとおりお知らせいたします。

※ 変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【記号の区分】

■ (定例) …毎年定例の実施分 ● (単発) …今回限りの単発実施分 ▲ (新規) …新規の実施分

令和5年 2月

- (定例) 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書の送付
→ 詳細は、「かけはし」第79号の11～15頁をご確認ください。
- (定例) 源泉徴収額に変更があった者へ、年金振込通知書を送付
- (定例) 国民年金未納保険料納付勧奨通知書（催告状）の送付
- ▲ (新規) 国民年金保険料のスマートフォン決済の開始
→ 詳細は、本誌3頁をご確認ください。

令和5年 3月

- (定例) 年度未収納対策用納付書の送付

令和5年 4月

- (定例) 国民年金保険料納付書の送付（4月定時分）
- (定例) 国民年金学生納付特例ターンアラウンド申請用紙の送付
→ 詳細は、本誌6頁をご確認ください。
- ▲ (新規) 特例的な繰下げみなし増額制度の開始
→ 詳細は、本誌4頁～5頁をご確認ください。

令和5年 6月

- (定例) 統合通知書（年金振込通知書・年金額改定通知書）の送付
- (定例) 年金生活者支援給付金統合通知書（給付金振込通知書・給付金額改定通知書）の送付

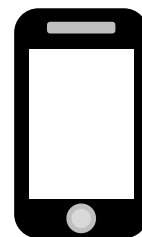
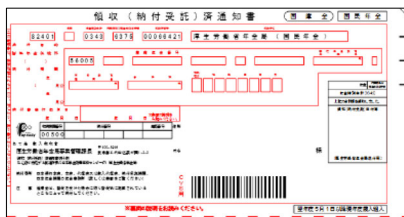
国民年金保険料がスマートフォンアプリで納付できるようになりました

(国民年金部)

国民年金保険料について、令和5年2月20日から現金、口座振替、クレジットカード、Pay-easy等による納付に加え、新たにスマートフォンアプリを使用した電子（キャッシュレス）決済での納付が利用できるようになりました。

【ご利用に必要なもの】

- ① 納付書
- ② スマートフォン
- ③ 決済アプリ



▶ 「領収（納付受託）済通知書」（納付書）のバーコードを、決済アプリで読み取ることによって、電子（キャッシュレス）決済できます。

留意点

バーコードが印字されない納付書（30万円を超える金額の納付書及び延滞金納付書）は決済アプリに対応していません。

対象の決済アプリ

- au PAY
- d 払い@
- PayB (※)
- PayPay



※金融機関等が提供するアプリを含む。

詳細は、PayBのホームページ (<https://payb.jp/finance/>) をご覧ください。

納付方法

■スマホ決済の納付イメージ



より保険料を納付しやすくなりますので、是非、市区町村のホームページや広報紙で周知いただくようお願いします。



令和5年4月から老齢年金の特例的な繰下げみなし増額制度が導入されます
(事業企画部・年金給付部)

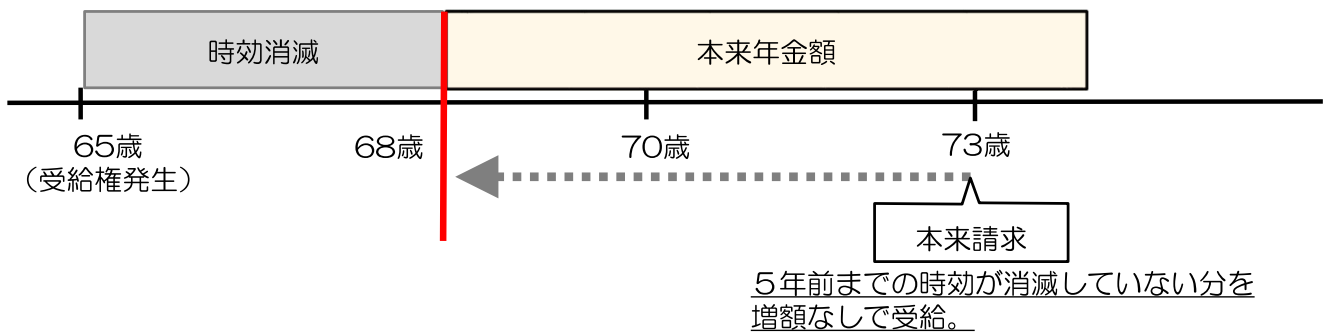
- 令和2年6月5日に公布された「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）」（令和2年改正法）により、令和5年4月から老齢年金の特例的な繰下げみなし増額制度が施行されます。

(1) 改正内容

- 令和4年4月から老齢年金の繰下げ受給の上限年齢が70歳から75歳に引き上げられ、年金の受給開始時期を75歳まで自由に選択できるようになりました。
- これを踏まえて、令和5年4月から70歳以降も安心して繰下げ待機を選択することができるよう制度改正が行われます。
- 繰下げ申出をすることができる方が、70歳到達後に繰下げ申出をせずにさかのぼって年金を受け取ることを選択した場合、請求の5年前の日に繰下げ申出したものとみなし、増額された年金の5年間分を一括して受け取ることができるようになります。

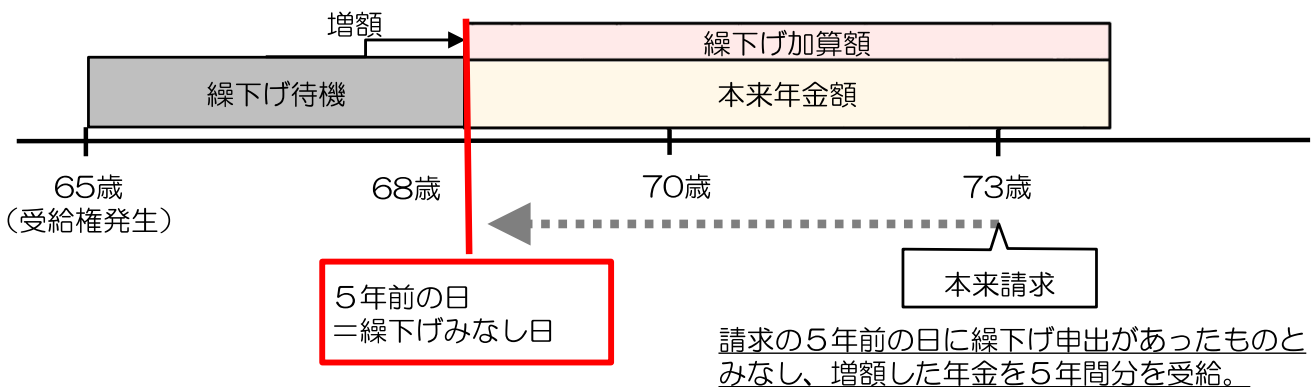
これまでの取扱い

70歳到達後に年金を請求し、本来受給（65歳から受給）を選択した場合、5年を超える期間分の年金は時効により消滅し、増額のない年金を5年分受給することとなっていました。



令和5年4月以降の取扱い

70歳到達後から80歳に到達するまでの間に年金を請求し、本来受給を選択した場合、5年前に繰下げ申出があったものとみなし、繰下げ増額された年金が支給されます。



- 繰下げみなし増額制度は、70歳到達後に本来請求した場合に適用されるものであるため、繰下げみなし増額が適用される場合には本来額のみを受給するという選択はできません。

(2) 対象者

- 対象者は次の①②のいずれかに該当する方です。
 - ① 昭和27年4月2日以降生まれの方
 - ② 老齢基礎・老齢厚生年金の受給権発生日が平成29年4月1日以降の方
- ①又は②に該当しない方が本来受給を選択した場合の取り扱いは従来のとおり。
- 以下の場合には特例的な繰下げみなし増額は適用されません。
 - ① 繰下げの申出をすることができる方に該当しないとき
 - ・ 65歳（受給権発生日）時点で障害年金または遺族年金（以下「他年金」という。）が発生している場合
 - ・ 65歳（受給権発生日）から1年以内に他年金が発生している場合
 - ・ 年金を請求する時点で受給権者本人が死亡している場合
 - ② 80歳以降（受給権発生から15年経過後）に本来請求したとき
 - ③ 本来請求の5年前の日以前に他年金が発生している場合

(3) 事務の変更点

- 老齢基礎年金のみの年金請求に係る事務手続きに変更点はありません。
 - 繰下げみなし増額が適用される場合の受付書類は、通常の本来自請求時と同様です。ただし、繰下げみなし増額が適用される場合は「裁定請求の遅延に関する申立書」の添付は不要です。
 - 老齢厚生年金の受給権者に係る年金請求については、特例的な繰下げみなし増額制度の施行に伴い、繰下げ請求書と本来請求書の用紙を統合する等、事務手続きを一部変更しています。
- 繰下げ制度についてご案内する際は、繰下げみなし増額制度についても合わせてご説明いただくようお願いします。

(4) 留意事項

- 受給権者本人が繰下げ待機中に死亡し、死亡した日より後に遺族から年金請求（未支給請求）が行われた場合は、繰下げみなし増額が適用されないことに留意してください。

国民年金保険料の金額

令和5年度の国民年金保険料額は、「月額16,520円」です。

令和5年度の国民年金保険料額は、国民年金法第87条において17,000円とされていますが、平成16年度からの物価と賃金の変動に基づく令和5年度の保険料改定率「0.972」を乗じることにより、16,520円となりました。

便利でお得な納付方法をご利用ください

■ 口座振替（口座からの引き落とし）

口座振替を利用すると、金融機関等に行く手間と時間が省けます。

さらに、「早割（当月末納付）」や「前納」で納めると、保険料が割引されます。

※ 過去の納め忘れの保険料は、口座振替で納めることはできません。

※ 引き落とし日が土・日・祝日の場合は、翌営業日に引き落としとなります。

■ クレジットカード納付

年金事務所に申し込み、継続的にクレジットカード会社から立替納付を行うものです。

さらに、「前納」で納めると、保険料が割引されます。

※ 過去の納め忘れの保険料および一部免除期間の保険料は、クレジットカードで納めることができません。

■ 電子納付

ペイジー、インターネットバンキング、スマートフォン決済等もご利用いただけます。

※ スマートフォン決済の詳細については、3頁をご覧ください。

国民年金保険料の前納

国民年金保険料を前納する場合の期間及び納付すべき額について、厚生労働省告示（令和5年厚生労働省告示第36号）により定められました。

現金・クレジットカード納付で保険料を前納した場合、毎月払いと比べて2年前納なら14,830円、1年前納なら3,520円、6カ月前納でも810円の割引になります。

また、口座振替制度を利用して保険料を前納した場合、毎月払いと比べて2年前納なら16,100円、1年前納なら4,150円、6カ月前納でも1,130円の割引となり、大変お得です。

口座振替・クレジットカード納付には、次の方法があります。

- (1) 2年（4月～翌々年3月分）分の前納
- (2) 1年（4月～翌年3月分）分の前納
- (3) 6カ月（4月～9月分、10月～翌年3月分）分の前納
- (4) 毎月（早割、口座振替のみ）
- (5) 毎月（割引なし）

まだ間に合う2年前納は？

口座振替・クレジットカード納付による令和5年4月からの2年前納の新規申込みは、令和5年2月末日で受付を終了しましたが、現金（納付書）での納付は可能です。

納付書の発行については、お近くの年金事務所をご案内ください（令和5年4月から令和7年3月分までの前納納付書の使用期限は、令和5年5月1日（月）です。余裕をもったご案内をお願いします）。

また、年度途中で新たに国民年金第1号被保険者になった方も、任意の月から翌年度3月まで納付書で納めていただくことができます。併せてご案内ください。

※ 保険料額が30万円を超える納付書は、コンビニエンスストアでは利用できません。
 ※ 金融機関等で納めていただく必要があるため、ご案内の際には、営業日等にご留意ください。

国民年金保険料 納付額比較（令和5年4月時点）

	1カ月分 保険料額	割引額	6カ月分 保険料額	割引額	1年分 保険料額	割引額	2年分 保険料額	割引額
毎月納付 (納付書による現金納付) (翌月末振替の口座振替)	16,520円	—	99,120円	—	198,240円	—	402,000円	—
【早割】 (当月末振替の口座振替)	16,470円	50円	98,820円	300円	197,640円	600円	—	—
6カ月前納 (現金納付)	—	—	98,310円	810円	196,620円	1,620円	—	—
6カ月前納 (口座振替)	—	—	97,990円	1,130円	195,980円	2,260円	—	—
1年前納 (現金納付)	—	—	—	—	194,720円	3,520円	—	—
1年前納 (口座振替)	—	—	—	—	194,090円	4,150円	—	—
2年前納 (現金納付)	—	—	—	—	—	—	387,170円	14,830円
2年前納 (口座振替)	—	—	—	—	—	—	385,900円	16,100円

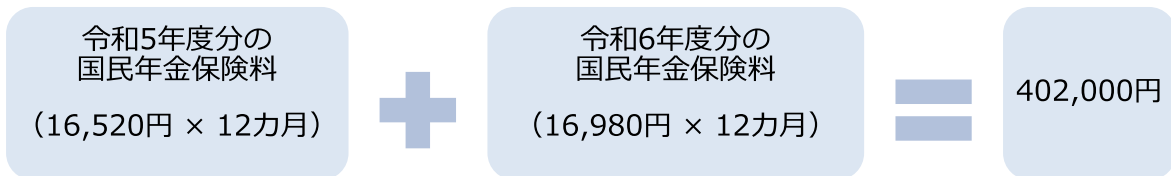
※ 令和6年度の国民年金保険料額は、「月額16,980円」です。

※ 一部免除（一部納付）の方の口座振替は「毎月納付（翌月末振替）」のご利用となります。

※ クレジットカード納付では、【早割】（当月末振替の口座振替）は適用されません。

また、クレジットカード納付による6カ月前納・1年前納・2年前納の割引額は、納付書による現金納付の割引額と同額となります。

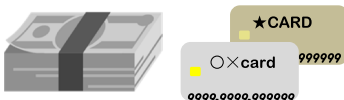
「現金」で2年分の国民年金保険料を毎月納付



「口座振替」、「現金・クレジットカード」で2年分の国民年金保険料を前納



口座振替で2年分の国民年金保険料を前納すると、納付額は、**385,900円（16,100円割引）**です！



現金・クレジットカードで2年分の国民年金保険料を前納すると、納付額は、**387,170円（14,830円割引）**です！

障害年金講座

第 32回!

障害年金センター



平素より年金事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

「障害年金講座」コーナーでは、市区町村の皆様方向けに、障害年金に関する窓口事務での注意点やよくある返戻事例等、さまざまな情報をお届けしております。

毎号、市区町村の皆様方の日々の業務にお役立てできるよう努めてまいりますので、今後ともよろしくお願ひします。

さて、今回のテーマは、

20歳前に初診日があり、初診時の医療機関の証明を得ることが難しい場合についてです。

1. 概要

障害年金の請求においては、初診日を特定するため、原則として、初診時の医療機関が作成した受診状況等証明書又は診断書の添付が必要です。

一方、初診時の医療機関の証明を得ることが難しい場合は、別途の初診日証明書類（第三者証明や参考となる他の資料）をできる限り添付してください。

今回は、20歳前に初診日があり、初診時の医療機関の証明を得ることが難しい場合についてご案内します。

2. 対応方法

以下のいずれかにより、初診日証明書類の添付をお願いします。

障害年金センターでは、提出していただいた書類に基づき、申立の初診日を障害年金の初診日として認められるかどうか判断します。

20歳前に 初診日がある場合

(1) 2番目以降に受診した医療機関が作成した
受診状況等証明書または診断書を用意する

- 詳しくは10頁をご覧ください。

(2) 第三者証明（2通）を用意する

- 詳しくは11頁をご覧ください。

(3) 初診日頃または20歳前の時期に受診した
医療機関の医療従事者による第三者証明
(1通) を用意する

- 詳しくは11頁をご覧ください。

2. (1) 2番目以降に受診した医療機関が作成した受診状況等証明書または診断書を用意する方法

以下の①及び②を満たしている場合に、2番目以降に受診した医療機関が作成した受診状況等証明書（様式は「かけはし」第53号を参照してください。）または診断書をご用意いただいた場合は、請求者が申し立てた初診日が認められます。

①2番目以降に受診した医療機関の受診日から、障害認定日が20歳到達日以前であることが確認できる場合

※以下の㊷または㊸が該当します。

㊷2番目以降に受診した医療機関の受診日が、18歳6カ月前である場合

※障害認定日は原則として初診日から1年6カ月をすぎた日となるため、2番目以降の医療機関の受診日が18歳6カ月前にあることが必要です。

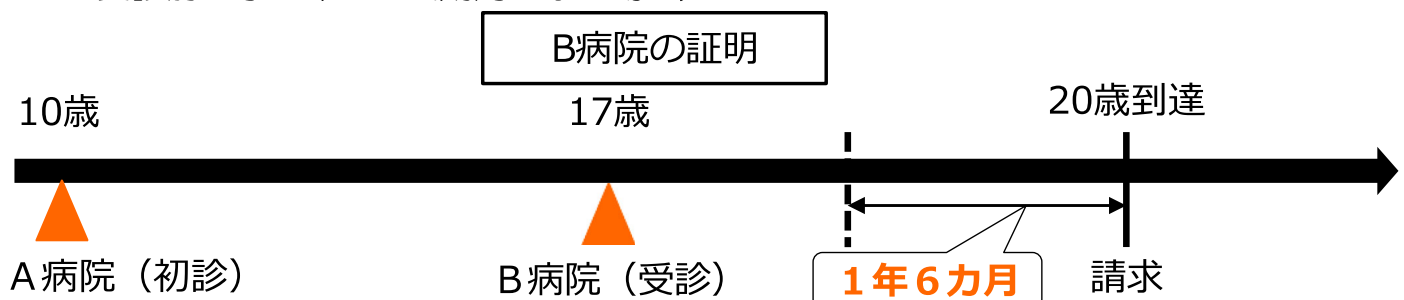
㊸2番目以降に受診した医療機関の受診日が18歳6カ月前～20歳到達日以前にあり、20歳到達日以前に、その障害の原因となった病気やけがが治った場合（症状が固定した場合）

※症状が固定した日が障害認定日となるため、2番目以降に受診した医療機関の受診日が18歳6カ月より後であってもかまいません。

②受診日前に厚生年金の加入期間がない場合

【具体例】

初診が10歳時のA病院の場合でも、17歳で受診したB病院の証明がある場合、障害認定日は20歳以前であることが確認できるため、A病院の証明は不要です。（B病院の受診前に厚生年金加入期間がない場合）



※ 以下の①及び②を満たしている場合に、受診状況等証明書が添付できない申立書及び18歳6カ月前の日が交付日として記載されている障害者手帳をご用意いただいた場合も、請求者が申し立てた初診日が認められます。

（様式と記載例は「かけはし」第53号を参照してください。）

- ①障害年金を請求している傷病に関して18歳6カ月前に障害者手帳の交付を受けている場合
- ②その障害者手帳の交付日前に厚生年金の加入期間がない場合

（注）20歳前に初診日があって、その初診日が厚生年金加入期間であった場合は、障害厚生年金の支給要件の確認が必要となります。

2. (2) 第三者証明（2通）を用意する方法

以下の①及び②の資料をご用意ください。

① 受診状況等証明書が添付できない申立書

（様式と記載例は「かけはし」第53号を参照してください。）

なお、添付できる参考資料が何もない場合は、受診状況等証明書が添付できない申立書の「添付できる参考資料は何もない」の口に✓をつけてください。

② 初診日に関する第三者証明書（2通）

（様式は「かけはし」第54号を参照してください。）

- ✓ 2名の第三者の方による証明が必要です。
- ✓ 請求者の三親等内の親族の方は、第三者証明を行えません。
- ✓ 第三者証明は、以下の㊲～㊵のいずれかに該当する内容であることが必要です。
 - ㊲ 第三者証明を行う方が、請求者の初診日頃または20歳前の時期の受診状況を直接的に見て認識していた場合に、その受診状況を申し立てるもの
 - ㊳ 第三者証明を行う方が、請求者や請求者の家族等から、請求者の初診日頃または20歳前の時期に、請求者の初診日頃または20歳前の時期の受診状況を聞いていた場合に、その聞いていた受診状況を申し立てるもの
 - ㊴ 第三者証明を行う方が、請求者や請求者の家族等から、請求時から概ね5年以上前に、請求者の初診日頃または20歳前の時期の受診状況を聞いていた場合に、その聞いていた受診状況を申し立てるもの

2. (3) 初診日頃または20歳前の時期に受診した医療機関の医療従事者による第三者証明（1通）を用意する方法

以下の①及び②の資料をご用意ください。

① 受診状況等証明書が添付できない申立書

（様式と記載例は「かけはし」第53号を参照してください。）

なお、添付できる参考資料が何もない場合は、受診状況等証明書が添付できない申立書の「添付できる参考資料は何もない」の口に✓をつけてください。

② 初診日頃または20歳前の時期に受診した医療機関の医療従事者による第三者証明書（1通）

（様式は「かけはし」第54号を参照してください。）

- ✓ 初診日頃または20歳前の時期に請求者が受診した医療機関の担当医師・看護師等の医療従事者が、直接的に見ていた請求者の初診日頃または20歳前の時期の受診状況を申し立てることが必要です。
- ✓ 1名の医療従事者による証明が必要です。
- ✓ 請求者の三親等内の親族の方は、第三者証明を行えません。

（注）20歳前に初診日があって、その初診日が厚生年金加入期間であった場合は、障害厚生年金の支給要件の確認が必要となります。



国民年金保険料免除等の申請について

保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不測の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。

経済的な理由等で保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度（50歳未満）」がありますので、お住まいの市区役所・町村役場の国民年金担当窓口でお早めに手続きをお願いします。

産前産後期間の国民年金保険料が免除になります

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除になり、出産予定日の6か月前から手続きができます。

お住まいの市区役所・町村役場の国民年金担当窓口でお早めに手続きをお願いします。

会社を退職したときは年金の切替え手続きが必要です

20歳以上60歳未満の方が会社を退職され、農業者、自営業者、学生、フリーター、無職等になった場合には、国民年金第1号被保険者（又は第3号被保険者）への切替え手続きが必要です。

お住まいの市区役所・町村役場の国民年金担当窓口でお早めに手続きをお願いします。

地域の独自情報

編集後記

人事異動や転勤に伴い、来月から環境が大きく変わる方もいらっしゃるのではないのでしょうか。見知らぬ土地に、慣れない仕事や新しい人間関係と、今から不安に感じるのではないかと思います。先のことへの不安は常に付きまとうものですが、新しい環境に出会えることを一つの“縁”と捉え、少しでも前向きな気持ちで新年度を迎える準備をしたいと思いますね。

さて「かけはし」は、これからも皆様方のご意見とご要望をいただきながら、様々な情報を提供していきたいと考えています。今後も、どうぞよろしく願いいたします。